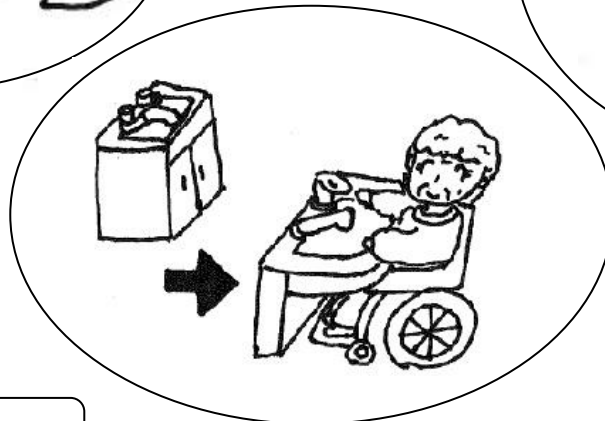
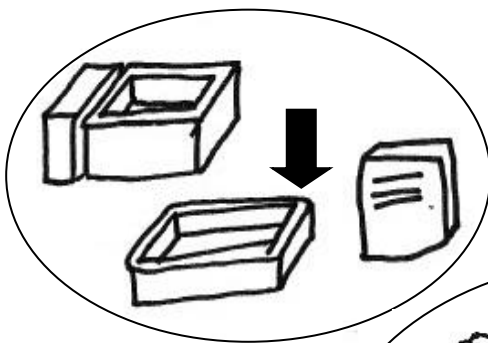


住宅改修給付（設備給付）のご案内



住宅改修給付（設備給付）費の支給は事前申請が必要です。

改修工事を行う前に介護保険課給付係に必ずご相談の上、申請を行ってください。
また、担当ケアマネジャーがいる場合は、必ずご相談のうえ手続きを行って下さい。



問い合わせ先

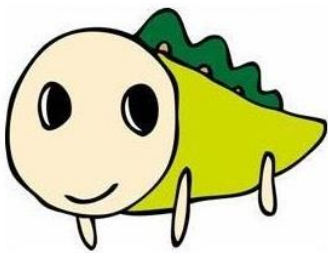
杉並区 介護保険課給付係

杉並区阿佐谷南1-15-1

電話 5307-0655（直

目次

- ◎ 設備給付の概要 3
- ◎ 支給手続きの流れ 4
- ◎ 浴槽の取替え 6
- ◎ 流し・洗面台の取替え 9
- ◎ 便器の洋式化 10
- ◎ 介護保険の住宅改修と設備給付の違い 11
- ◎ 見積書の記入例 12



高齢者住宅改修給付（設備給付）

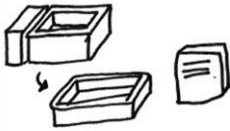
身体にマヒがあり浴槽の縁が高くて入ることができない、浴槽の深さがもう少し浅ければお風呂に一人で入ることができるのに・・・なんてことはありませんか？
杉並区では転倒予防・介護者の負担軽減を目的とした住宅改修の給付を行っています。

1. 対象者

介護保険の要介護認定で「要支援・要介護」と認定された65歳以上の方のうち、区が必要と認める方

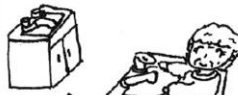
2. 改修種目（内容）及び支給限度額が

浴槽の取替え



379,000円

流し、洗面台の取替え



156,000円

便器の洋式化



106,000円

3. 注意事項

「浴槽の取替え」と「便器の洋式化」は、あくまで介護保険住宅改修の補足給付となります。以前に介護保険で住宅改修の給付を受けた方は、介護保険での給付可能残額が残っていないと申請できません。介護保険の申請と併せて申請して下さい。また、設備給付の支給は、一人各種目につき一回のみです。（住所が変わっても1回のみです。）

「浴槽の取替え」は、被保険者（本人）にとって現状の浴槽が深い、あるいは浴槽の縁が高く身体的に現在の浴槽が利用できない状態で、福祉用具でも対応ができない場合に給付対象となります。古い浴槽を新しくしたい、リフォームしたいという理由では給付対象となりません。

将来に向けての予防的な工事は給付対象となりません。現状の身体的状況等により必要がある工事のみ給付対象となります。

4. 費用の負担

設備給付を受ける改修にかかる費用の1割が自己負担となります。（生活保護受給者の方は自己負担がありません。）給付費は以下のどちらかの方法で支払われます。

償還払い・・・全額お支払いいただき後から事後申請に基づき給付費が支払われます。

受領委任払い・・・自己負担分のみお支払いいただき、残りの給付費は区から事業者へ直接支払われます。

介護保険住宅改修については、20万円を限度として、1割から3割が自己負担となります。

支給手続きの流れ

相 談

介護保険課給付係（区役所東棟3階②番）にご相談下さい。
改修内容が給付対象になるかどうか、またその後の手続き等についてご案内いたします。
担当のケアマネジャーには、必ずご相談ください。

理由書の作成

原則としてケアマネジャーに作成してもらいます。
福祉住環境コーディネーター2級以上、作業療法士、理学療法士の方も理由書の作成ができます。

見積書・改修前写真

改修内容が決まったら施工業者へ見積もりを依頼します。高額な改修、疑問のある改修内容の場合は、複数の見積りを取りましょう。
改修予定箇所の日付の入った状態で写真を撮影します。
※受領委任払い制度を利用する場合は、登録事業者に依頼する必要があります。

事前申請

必ず着工前に申請しましょう

【必要書類】

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書・設備給付支給申請書（同一の申請書で兼ねています。）
- ② 住宅改修が必要な理由書（2部）
※①および②の書類は、償還払い制度と受領委任払い制度で様式が異なりますのでご注意ください。
- ③ 工事費見積書
※浴槽の取替えて20万円を超える場合は2社の見積書が必要
- ④ 改修前写真（日付入り）
- ⑤ 改修前と改修後の状態がわかる図面（平面図、立面図等）
- ⑥ 介護保険住宅改修費等受領委任払い制度に係る委任状
※受領委任払い制度ご利用の方のみご提出が必要です。
- ⑦ その他
 - ・住宅の所有者の承諾書（改修を行う住宅が自分の持ち家でない場合）
 - ・製品のカatalogのコピー（流し・洗面台の取替えの場合）
 - ・委任状（給付金の振込先口座が本人以外の場合）

書類確認

保険給付の対象になるかどうかの確認をします。確認には1週間以上かかります。工事内容によっては、現地調査を行うため確認作業に時間がかかる場合があります。着工予定日までに余裕をもって申請しましょう。

確認書（受領委任払い制度の場合は併せて給付額計算書）の受取り

書類確認後、本人、ケアマネジャーまたは工事施工業者へ確認書をお渡しします（郵送または窓口受取り）。必ず確認書を受取ってから着工して下さい。

※受領委任払い制度の場合は、確認書と一緒に、見積書をもとに自己負担額および給付額を計算した通知（給付額計算書）をお送りします。ご本人が工事施工業者に支払うのは、そこに記載された自己負担額になります。

工事着工→完了

改修工事が完了したら、改修後の写真を日付入りで撮影します。検査確認後、工事施工業者に支払い、被保険者（本人）名義の領収書を発行してもらいます。

※支払金額は償還払い制度と受領委任払い制度で異なります。

事後申請

【必要書類】

① 被保険者（本人）名義の領収書（原本）

※領収書の原本還付が必要な方は、原本とコピーを提出して下さい。

申請受付時に原本を確認のうえお返しします。

※領収金額は償還払い制度と受領委任払い制度で異なります。

② 工事内訳書

③ 改修完了確認書（日付入りの改修後写真を添付）

給付費の支給

事後申請後、1か月～1か月半くらいで決定通知を送付し、口座に給付費を振込みます。

※償還払い制度の場合は原則ご本人の口座に振込み、受領委任払い制度は事業者の口座に振込みます。

浴槽の取替えを予定されている方へ

給付限度額 379,000円

低い(浅い)浴槽へ
取替え

給湯

『浴槽の取替え』は、介護保険の住宅改修費の補足給付（上乘せ給付）です。必ず介護保険の住宅改修と併せて申請して下さい。（介護保険での住宅改修に残額がないと申請できません。）

まず、介護保険の住宅改修費の20万円を使ってから補足分を設備給付費で支給されます。

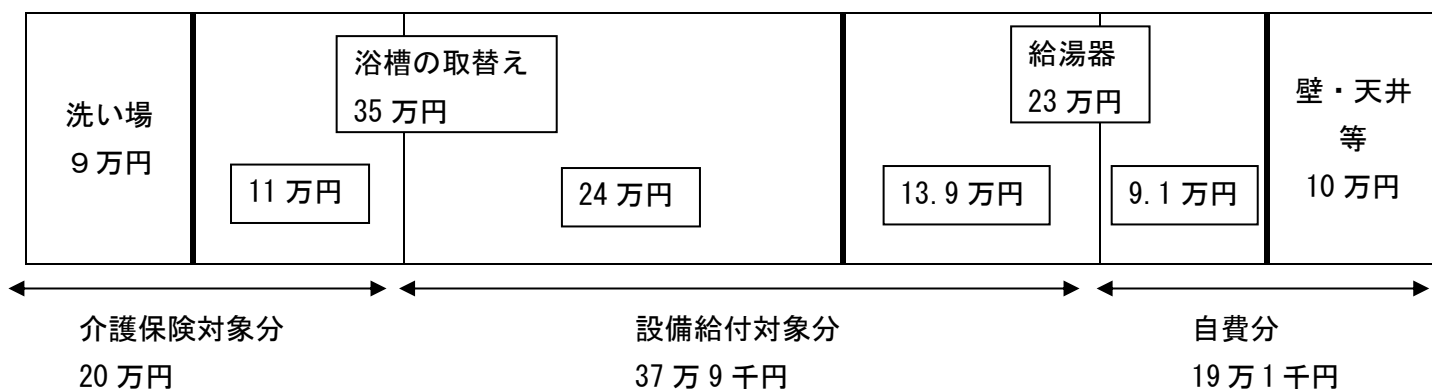
対象となるのは、

① 浴槽（本体）の取替え

② 浴槽の取替えに伴う給湯設備工事（給湯器）です。

②の給湯設備工事は、介護保険の住宅改修の対象ではありません。

【例】洗い場のかさ上げ9万円、浴槽の取替え35万円、給湯器23万円、
自費工事（壁・天井部分等）で合計77万円かかった場合（介護保険負担割合は2割）



支給金額の計算

住宅改修費部分 $200,000 \text{円} \times 0.8 = 160,000 \text{円}$

設備給付部分 $379,000 \text{円} \times 0.9 = 341,100 \text{円}$

自己負担分の計算

住宅改修費部分 $200,000 \text{円} \times 0.2 = 40,000 \text{円} \dots \text{①}$

設備給付部分 $379,000 \text{円} \times 0.1 = 37,900 \text{円} \dots \text{②}$

自己負担分 $91,000 \text{円} + 100,000 \text{円} = 191,000 \text{円} \dots \text{③}$

合計 $\text{①} + \text{②} + \text{③} = 268,900 \text{円}$

償還払い制度利用の場合…はじめに施工業者に全額77万円をお支払いいただき、後から設備給付341,100円と介護保険住宅改修費160,000円が支給されます。

受領委任払い制度利用の場合…自己負担分（268,900円）のみを事業者にお支払いいただき、残りの設備給付341,100円と介護保険住宅改修費160,000円は区から事業者へ支払われます。

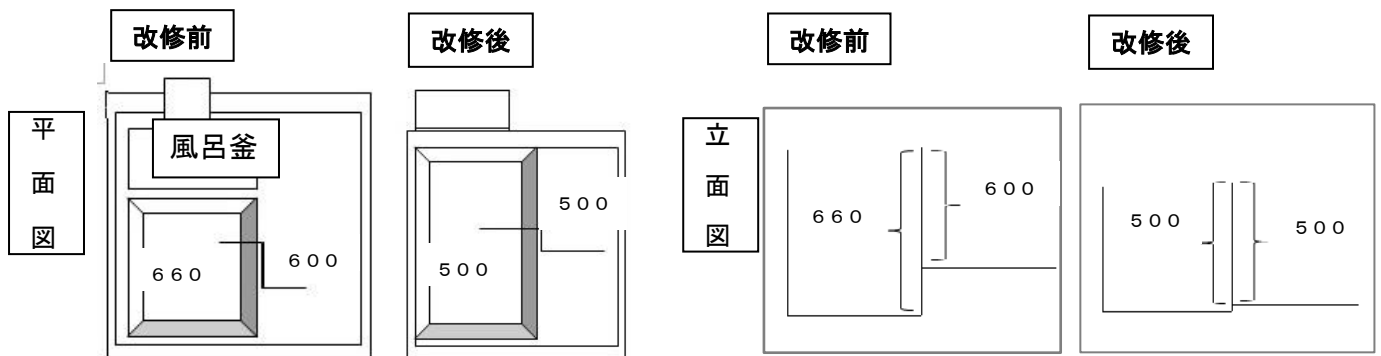
申請書類作成時の注意点

設備給付支給申請書…介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書と兼ねています。

写真…日付入りで、浴槽の深さ（浴槽の底から浴槽の縁まで）および高さ（洗い場から浴槽の縁まで）がわかるようにメジャーをあてたメジャー全体が写った写真（目盛が確認できない場合は拡大した写真も）をご提出下さい。事後の写真も同じようにメジャーをあてて撮って下さい。また、工事前後の浴槽全体の写真（物が無い状態で真上から撮った写真）も必要です。

風呂釜（バランス釜）から給湯器に取替える場合は、給湯器を取り付ける予定の場所の写真も必要となります。

図面…現在の浴槽の高さ、深さが何cm、改修後の高さ、深さが何cmになるのか明記されたものをお願いします。改修前・改修後の状態がわかる平面図・立面図等を作成してください。



見積書…浴槽部分（給湯設備工事を含む）で20万円を超える場合は、**2社の見積もり**が必要です。内容（項目）・仕様等が同じもので作成してもらって下さい。浴室全体を改修する場合、対象になる部分の抽出、按分等適切な方法により、住宅改修の支給対象分、設備給付の支給対象分、対象外（自己負担）分を区別して下さい。
あて名は被保険者（本人）名義で作成して下さい。

ユニットバスへの取替え

見積書は、ユニットバス一式とはしないで下さい。浴槽、洗い場、給湯器、その他の工事がわかるように諸経費、値引および消費税等を按分した内訳書を必ず作成して下さい。

按分されてない場合は対象となりません。

壁、天井、照明、鏡、シャワー等は給付の対象外になります。

浴室の改修で対象になる工事の例

手すり・扉の取替え・洗い場かさ上げ・床材の変更 ⇒ 介護保険のみ対象工事

浴槽の取替え ⇒ 介護保険（段差解消）および設備給付の対象工事

給湯器の取替え ⇒ 設備給付のみ対象工事（老朽化以外の理由で取替えの必要がある場合）

よくある質問（浴槽の取替え）

Q. 給湯器のみ交換したいのですが対象になりますか？

A. 対象になりません。

給湯器の交換は、浴槽の取替えに伴う場合のみ対象となります。

欠陥・老朽化を理由とした交換、既に外付けである給湯器から給湯器への交換は、浴槽の取替えに伴う工事でも認められません。

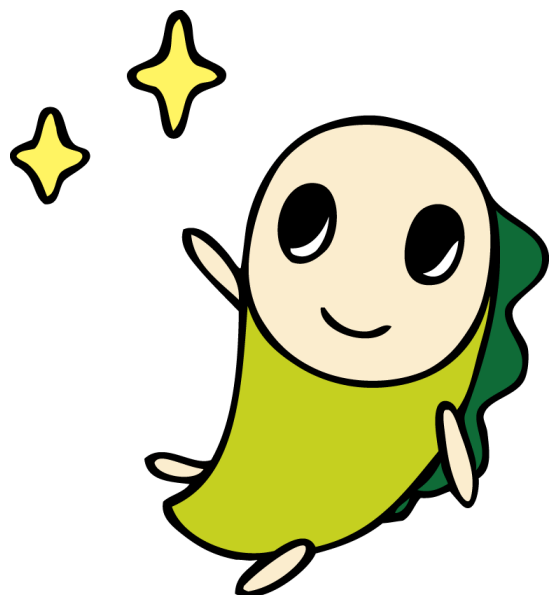
Q. ユニットバスからユニットバスの工事は対象になりますか？

A. 原則対象になりません。

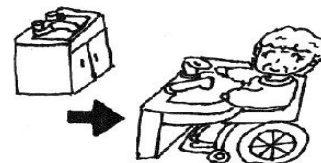
現状がユニットバスの場合、既に低い浴槽が多いため、原則対象としておりません。浴槽の取替えは、ユニットバスに限らず、被保険者（本人）にとって現状の浴槽が深い、あるいは浴槽の縁が高く身体的に現在の浴槽が利用できない状態で、福祉用具でも対応ができない場合に給付対象となります。古い浴槽を新しくしたい、リフォームしたいという理由では給付対象となりません。

現状がユニットバスの場合でもご申請いただけますが、職員が現地調査し、身体状況等の確認を行います。老朽化による交換や、他の家族のための工事であると判断した場合等、被保険者（本人）の段差解消としての必要性、有効性が認められない場合は支給できません。

洗い場の段差解消が必要な場合は、洗い場部分は介護保険給付（20万円）の対象となります。



流し・洗面台の取替えを予定されている方へ



給付限度額 156,000円

流し・洗面台の取替えは、介護保険の住宅改修にはない内容のため単独で申請できます。
(介護保険での住宅改修給付費に残額がなくても申請できます。)

流し・洗面台は**車椅子対応**の商品に限りますのでご注意ください。

事前申請の時には、必ず**商品のパンフレット**（商品のメーカー型番・規格・価格等がわかるもの）が必要となります。

よくある質問（流し・洗面台の取替え）

Q. 将来車椅子生活になるかもしれないので、今のうちに取替えをしたいのですが対象になりますか？

A. 対象になりません。

将来に向けての工事は認めていません。現在の状態で判断します。

Q. 水栓の金具のみをレバーハンドルにしたいのですが対象になりますか？

A. 対象になります。

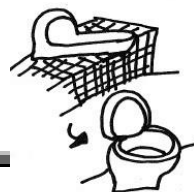
ただし、設備給付は一人各種目1回のみ給付になります。残額があっても2回目は申請できません。（住所が変わっても申請できません。）

Q. 洗面台（車椅子対応）で認められる範囲は？

A. カウンターと水栓のみ対象になります。

化粧鏡、キャビネット等は対象になりません。

便器の洋式化を予定されている方へ



給付限度額 106,000円

『便器の洋式化』は、介護保険の住宅改修費の補足給付（上乘せ給付）です。必ず介護の住宅改修と併せて申請して下さい。（介護保険での住宅改修に残額がないと申請できません。）

まず、介護保険の住宅改修費の20万円を使ってから補足分を設備給付費で支給されます。

よくある質問（便器の洋式化）

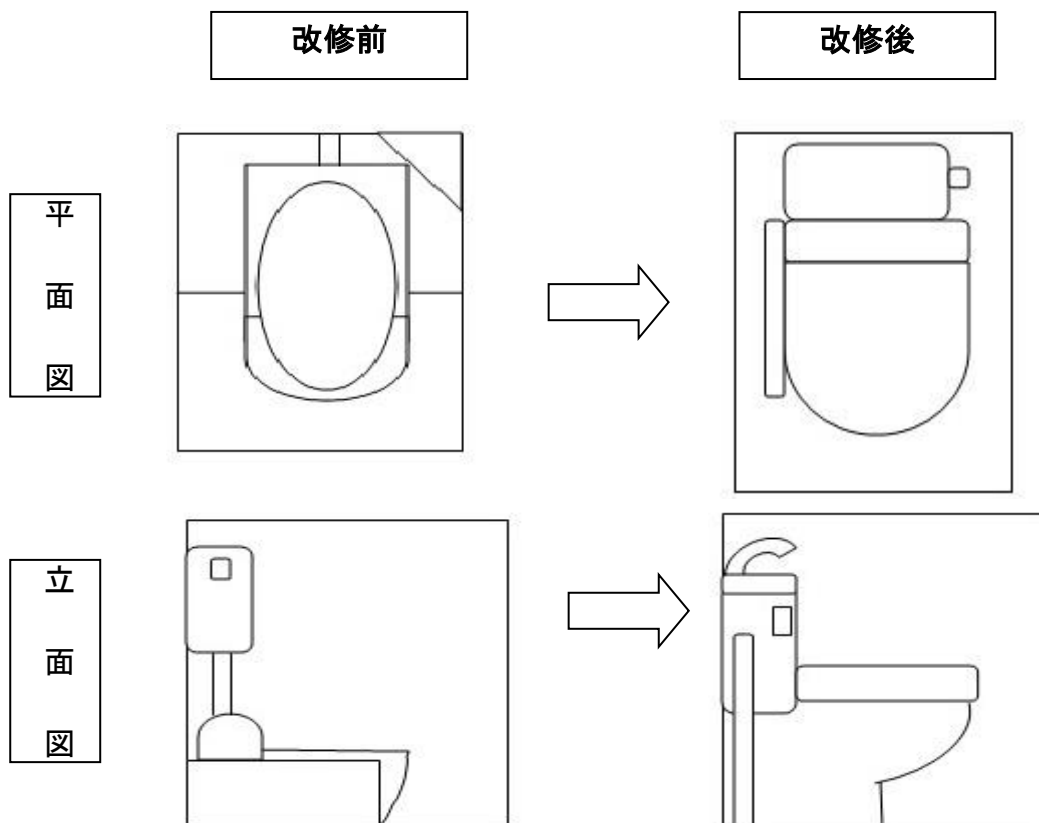
Q. 和式便器から洋式便器にするにあたり壁も全面取替えたいが対象になりますか？

A. 壁全体は対象になりません。床と壁の補修分のみが対象となります。 見積は、按分が必要となります。

Q. 和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替付加の部分も含めて対象になりますか？

A. 対象になります。

既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は対象となりません。



介護保険の住宅改修と設備給付の違い

	住宅改修（介護保険）	設備給付
対 象 者	介護保険の要介護認定で「要支援・要介護」と認定された方のうち、区が必要と認める方 住宅改修の補足給付（上乘せ）	介護保険の要介護認定で「要支援・要介護」と認定された <u>65歳以上</u> の方のうち、区が必要と認める方 法による住宅改修と併せて給付を受ける方（介護保険の住宅改修の残額がないと受けられない。） ただし、流し・洗面台の取替えは除く
種目（内容）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">手すりの取り付け</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 段差の解消（浴槽の取替え） <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">洗い場のかさ上げ</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">浴槽の取替えに伴う給湯設備工事</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 5px;"> 上乘せ 37万9千円 </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">床材等の変更</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">扉の取替え</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 便器の洋式化 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 5px;"> 上乘せ 10万6千円 </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 流し・洗面台の取替え <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 5px;"> 15万6千円 </div> </div>	
支給限度額	200,000円	浴槽の取替え 379,000円 便器の洋式化 106,000円 流し・洗面台の取替 156,000円
支給回数	残額があれば何回でも可 * 1回目の住宅改修給付費の支給を受けた時の介護度から、要介状態区分が3段階以上上がった場合、または転居した場合は改めて20万まで支給可	一人各種目1回限り * 残額があっても支給不可
自己負担額	1割 から 3割	1割（生活保護受給者の方は自己負担なし）
支給方法	償還払いまたは受領委任払い	償還払いまたは受領委任払い

見積書（記載）

御見積書 令和〇年〇月〇日

No. 1

杉並 花子 様

下記の通り御見積り申し上げます

※改修前と改修後が比較できる図面も添付してください。

納期 令和 年 月 日

受渡場所 杉並区〇〇1-1-1

杉並 花子 様宅

有効期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(株)〇〇工務店

代表取締役 〇〇 □□

杉並区阿佐谷南〇-〇-〇

Tel 1234-5678

社判

合計金額 ¥ 〇〇〇〇〇〇

種目	名称	形状・寸法	数量	単価	金額	摘要
内訳	段差解消					
	【浴室洗い場かさ上げ】					
	土間コンクリート打、下地		1式		〇〇〇〇	
	床仕上げタイル貼		1式		■ ■ ■ ■	
	排水グレーチング				〇 □ × ●	
	取り付け費				〇 〇 △ △	
	残材処分費				〇 × × 〇	
	諸経費				□ □ □ □	
	消費税				〇 × ◇ 〇	
	小計				◎ 〇 〇 ◇	
	【浴槽の設置】				◎ ◎ ◎ ◎	
	既存浴槽の撤去・処分費		1式		◇ ◇ ◇ ◇	
	新規浴槽	〇〇			× ●	
	浴槽取り付け費				□ 〇	
	壁補修				■ ■	
諸経費				◆ ◆		
消費税				□ □ □		
小計				× × ×		
2 給湯機器						
既存釜撤去・処分費			1式		● ● ● ●	
給湯器	□ □ □ □		1セット		□ □ □ □	
給湯器取り付け費			1式		〇 □ × ●	
給水湯配管工事					● ■ ◎ 〇	
ガス配管工事					◎ 〇 〇 ◇	
浴室専用リモコン					◆ ◆ ◆ ◆	
壁補修					● ■ ◎ 〇	
残材処分費(給湯器の設置に伴う)					□ □ ● ●	
諸経費					〇 〇 〇	
消費税					□ □ □	

洗い場の床と、浴槽と、給湯器は、それぞれ項目を分けて下さい。
(撤去・設置費、諸経費、消費税も同様に分けて下さい。)
※ユニットバスを設置する場合にも、上記の内容での按分が必要です。

浴槽の取替えに伴う壁補修のみに限ります。(ただし、ユニットバスを設置する場合は、壁補修は対象工事にはなりません。)

欠陥・老朽化を理由とした取替え、給湯器のみの取替え工事は対象外です。

給湯器の取替えに伴う壁補修のみに限ります。

小計		見積書（記載）		○×◇○
No. 2				
3 その他工事(対象外工事)				
風呂フタ				◇◇◇◇
電気工事(照明等)				○○○○
浴室以外の給湯器リモコン				◎◎◎◎
その他の壁補修				◎○○◇
新規シャワー水栓・カラン				●■◎○
換気扇				■ ■ ■ ■
残材処分費				◎◎◎◎
諸経費				■ ■ ■ ■
消費税				○□×●
小計				■ ■ ■ ■
4 扉の取り替え				
既存扉撤去処分費(開き戸)		1 式		◆◆◆◆
折れ戸		1 セット		◎◎◎◎
取り付け費		1 式		◆◆◆◆
諸経費				■ ■ ■ ■
消費税				○×◇○
小計				●■◎○
5 手すり取り付け				
浴室手すり①300 ミリ	35φ皮膜付鋼管	1 本		○○○○
便所手すり③④400 ミリ	35φ皮膜付鋼管	2 本	□□□	■ ■ ■ ■
取り付け費		1 式		◎◎◎◎
諸経費				○□×●
消費税				◎○○◇
小計				◇◇◇◇
6 洋式便器				
既存撤去・解体工事	残材処分費含む	1 式		□□□□
新規便器	■ ■ ■ ■	1 セット		○□×●
取り付け費		1 式		
給水・排水管接続		1 式		○□×●
諸経費				●■◎○
消費税				■◇○○
小計				◎○○◇
合 計				○×◇□

給付対象にならないものを必要に応じて記載して下さい。

給付対象以外のものに限ります。

★区で定める下記の種目ごとに内訳を記入して下さい。

《種目》①浴槽の取替(浴槽/給湯器) ← 洗い場床の段差解消は設備給付の対象にはなりません。

※ユニットバスの場合も、浴槽/給湯器/洗い場床/その他工事費の按分が必要です。

② 流し・洗面台の取替

③ 便器の洋式化

★諸経費、値引および消費税等は、種目ごとに分けて下さい。